丙三一二四、字倉谷丙三一三五、丙三一四一の六、丙三一七五、丙三一七七の一、丙三一七九の一、丙三一八三、丙三一八四、字俵坂丙三一九三の二、丙三二〇〇の一、丙三二三三の一、丙三二三三の二、丙三二三一の四、丙三二三二の二、丙三二三三の一、字段東丙三三一八の一、丙三三二四、丙三三三三、丙三三三五、丙三三三六、丙三三四八の一、丙三三四九の一、丙三三五〇の一、丙三三五二、丙三三五四、丙三三五五、字柚ノ木野丙三三五九、丙三三六一、丙三三八六、丙三三九〇、丙三三九二の一、丙三三九四、字柳原丙三四八三、丙三四九一、丙三四九七、丙三五〇二、丙三五一三の一、丙三五三九の一、丙三五三九の六、丙三六一六の二、字牛ノ塔丙三七五七、字前平丙三八二五の一、丙三八三一の一、丙三八三一の三、丙三八三一の六、丙三八三一の八、丙三八三二の二、丙三八三二の三、丙三八三三の三、丙三八三五の一、丙三八三六、丙三八三八、丙三八三九、丙三八四四の三、丙三八四八、丙三八五一、丙三八五四から丙三八五六まで、丙三八六〇、丙三八六二、丙三八六四、丙三八六五の一、丙三八七九から丙三八八一まで、丙三八八三、丙三九〇五から丙三九〇七まで、丙三九一五

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県いわき市田人町石住字綱木一三一の一、一三一の一〇、一三一の一一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字中山本字松場七八の一、七九、八〇、八一の一、八二の一、八二の二、八四から八六まで、一一六、一一七、一二四から一三一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県いわき市田人町石住字神山一二八の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字流字豊山二六の一、三二、三三、三四の二、一五一から一五七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字漆草字中折戸二一五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字中山本字草刈場一から五まで、六の一、七、九、一二の一、一二の二、一三、一四、一七、一八の一から一八の一一まで、一九の一から一九の一一まで、二〇から二三まで、字背戸山五六の二、五七、五九、六一から六三まで、字柿ノ草七〇、七一、七二の三、八四、字小山田九八の三、字石神田一一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町石田字下越田一〇七、字杉ノ内一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備